破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９５号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目５番１号
破産者　松本　義博
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４０号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目４番28―801号
破産者　能勢　忠典
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９号
仙台市太白区長町１丁目11番15―501
破産者　大村昌博こと　呉　　順萃
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７５号
愛知県海部郡大治町大字花常字西江端14番地シャトーエルク202号
破産者　大西　　篤
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３０号
東京都目黒区青葉台４丁目７番７―407号青葉台マンション、開始決定時の住所愛知県豊明市阿野町新切38番地２
破産者　加藤三紀彦
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２３号
愛知県小牧市大字池之内字西山1173番地１、住民票上の住所愛知県犬山市大字羽黒新田字起東２番地５
破産者　森　　澤子
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３５号
愛知県日進市浅田町平子４番地1362、住民票上の住所愛知県一宮市北方町北方字沼上30番地23
破産者　ハヤシ商会こと　林　　稔
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３６号
愛知県日進市浅田町平子４番地1362、住民票上の住所愛知県一宮市北方町北方字沼上30番地23
破産者　林　　秀子
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７５号
愛知県津島市下切町字坪之内７番地
破産者　天野　康史
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４１号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目６番地６サニーコート美幸Ａ棟105号
破産者　高井　宏明
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５７号
広島市中区小町９番16―302号
破産者　鈴木　智子
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３号
広島市安佐北区可部７丁目13番20―３号
破産者　ＣＡＲハウスかべっちこと　淵脇　裕之
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
広島市東区中山中町21番17号
破産者　蔵本　京子
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９３号
熊本県上天草市大矢野町中5999番地
破産者　中田　鉄也
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７４号
熊本県人吉市東間上町3662番地９
破産者　平井　雅浩
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第６１０号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目208番地パークハイツ101
破産者　渡邉　敏子
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０号
群馬県高崎市上並榎町232番地11
破産者　福田　　豊
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４９４号
神奈川県厚木市七沢1201番地１
破産者　海山正夫こと　崔　　順道
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９５号
神奈川県海老名市浜田町13番６号
破産者　杉山　英秀
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部